

実地指導結果

サービス種別：訪問介護

令和2年9月30日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
株式会社ゆうあい	室戸市	ヘルパー事業所ゆめ	H30.3.20	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の平面図及びサービス提供責任者に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 2 サービス提供責任者が常勤で1以上配置されていないことが認められた。 3 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない事例が認められた。 4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（次の（1）及び（2）に該当し、初回加算を算定できないにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。 (1) 新規に訪問介護計画を作成していない。 (2) サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行わず、他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際に同行していない。 	改善済	
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルパーステーションあき	H30.7.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問介護の提供の開始に際し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付していない事例が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 	改善済	
南国市農業協同組合	南国市	JA南国市ヘルパーステーション	H30.6.19	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 2 重要事項が掲示されていないことが認められた。 3 秘密保持等について、次の（1）及び（2）が認められた。 (1) 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない。 (2) 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による当該家族の同意を得ていない。 	改善済	
社会福祉法人南国市社会福祉協議会	南国市	指定訪問介護事業所南国市社会福祉協議会	H30.8.30	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 	改善済	
有限会社スーパーストア富士屋	南国市	富士屋ヘルパーステーションベターライフ	H30.9.14	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。 	改善済	
有限会社ヘルパーステーションさち	南国市	ヘルパーステーションさち	H30.12.11	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の家族から苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していない事例が認められた。 	改善済	
有限会社西田順天堂薬局	南国市	ヘルパーステーションニシダ順天堂	H31.1.16	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 3 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行わず、当該月に訪問介護員等が指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行していないにもかかわらず初回加算を算定）が認められた。 	改善済	
株式会社ニチイ学館	土佐市	ニチイケアセンター土佐	H30.6.26	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程（事業所の名称及び所在地他6項目）に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 	改善済	
有限会社四国総合介護システム	土佐市	ヘルパーステーションすまいる	H30.8.24	なし		
特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	土佐市	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	H30.12.20	<ol style="list-style-type: none"> 1 提供された介護サービスについて、利用者及び家族の満足度について評価を行っていないことが認められた。 2 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。 3 訪問介護計画を完結の日から5年間保存していない事例が認められた。 	改善済	
株式会社アストロ	土佐市	訪問介護ステーションアストロ	H31.1.22	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計が区分されていないことが認められた。 	改善済	
株式会社バテルホーム	須崎市	バテルホームすさき訪問介護ステーション	H30.9.6	なし		

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
有限会社四国総合介護システム	須崎市	ヘルパーステーションすまいる須崎	H30.9.11	なし		
社会福祉法人愛生福祉会	宿毛市	豊寿園ホームヘルパーステーション	H30.7.18	1 勤務表に、日々の勤務時間が明確に記載されていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人宿毛福祉会	宿毛市	宿毛中央ホームヘルパーステーション	H30.11.14	1 訪問介護計画の作成後、必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
医療法人次田会	土佐清水市	ホームヘルプサービスセンター「げんき」	H30.10.30	1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
株式会社介護隊	四万十市	ヘルパーステーション介護隊	H30.9.25	なし		
医療法人レザレクト	香南市	ケア・レッツゴー指定訪問介護事業所	H30.9.19	なし		
社会福祉法人香南市社会福祉協議会	香南市	訪問介護事業所ふれあいの里	H30.9.21	1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、次の(1)及び(2)の適切でない事例が認められた。 (1) 市町村に連絡を行っていない。 (2) 当該事故に際して採った処置について記録していない。	改善済	
合同会社あん	香美市	ホームヘルパーステーションあん	H30.7.11	1 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例(2時間未満の間隔で行われた指定訪問介護について、それぞれの所要時間を合算せずに算定)が認められた。	改善済	
株式会社菜々月	香美市	ヘルパーステーション菜々月	H30.7.26	1 サービス提供責任者が常勤でないことが認められた。 2 管理者が常勤でないことが認められた。 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
医療法人仁智会	安芸郡奈半利町	ヘルパーステーションさくら	H30.6.28	1 指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行っているにもかかわらず、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していないことが認められた。	改善済	
医療法人日井会	安芸郡田野町	ホームヘルパーステーションたの	H30.9.12	なし		
株式会社道	吾川郡いの町	訪問介護事業所あずみ	H30.7.13	なし		
有限会社第一四国	吾川郡いの町	ヘルパーステーション優花	H30.8.7	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族から文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人佐川町社会福祉協議会	高岡郡佐川町	社会福祉法人佐川町社会福祉協議会	H30.10.25	なし		
医療法人金峰会	高岡郡越知町	指定訪問介護事業所「こでまり」	H30.6.21	1 運営規程に実態と相違する事項(従業員の員数)が認められた。	改善済	
社会福祉法人土佐平成福祉会	高岡郡日高村	ヘルパーステーション能津	H30.8.2	1 勤務表に常勤・非常勤の別が明確に記載されていないことが認められた。 2 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人清流会	高岡郡四万十町	ヘルパーステーション「四万十」	H30.6.14	なし		